

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和6年分)

(単位:円)

業 種 目		番 号	内 容	B 〔配当 金額〕	C 〔利益 金額〕	D 〔簿価 純資産価 額〕	A (株価)			
大 分 類	中 分 類						小 分 類	令 和 5 年 平 均	5 年 11 月 分	5 年 12 月 分
<b>(製造業)</b>										
電気機械器具製造業		43		7.8	50	446	567	581	564	
	発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業	44	発電機・電動機・その他の回転電気機械、変圧器類（電子機器用を除く）、電力開閉装置、配電盤・電力制御装置及び配線器具・配線附属品の製造を行うもの	13.9	67	854	636	758	740	
	電気計測器製造業	45	電気計測器、工業計器及び医療用計測器の製造を行うもの	5.9	30	219	344	359	361	
	その他の電気機械器具製造業	46	電気機械器具製造業のうち、44及び45に該当するもの以外のもの	6.3	54	402	661	630	603	
情報通信機械器具製造業		47	通信機械器具及び関連機器、映像・音響機械器具並びに電子計算機及び附属装置の製造を行うもの	8.8	40	411	352	371	371	
輸送用機械器具製造業		48		7.2	36	418	274	302	292	
	自動車・同附属品製造業	49	自動車（二輪自動車を含む）、自動車車体・附属車及び自動車部分品・附属品の製造を行うもの	7.6	35	429	246	271	260	
	その他の輸送用機械器具製造業	50	輸送用機械器具製造業のうち、49に該当するもの以外のもの	5.3	38	372	394	435	432	
その他の製造業		51	製造業のうち、11から50に該当するもの以外のもの	8.5	41	364	397	412	414	

(注) 「A (株価)」は、業種目ごとに令和6年分の標本会社の株価を基に計算しているため、標本会社が令和5年分のものとは異なる業種目などについては、令和5年11月分及び12月分の金額は、令和5年分の評価に適用する令和5年11月分及び12月分の金額とは異なることに留意してください。また、令和5年平均及び課税時期の属する月以前2年間の平均株価についても、令和6年分の標本会社を基に計算しています。

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和6年分)

(単位:円)

業 種 目		A (株価) 【上段：各月の株価、下段：課税時期の属する月以前2年間の平均株価】																
大 分 類	中 分 類	小 分 類	番 号	令 和	2 月 分	3 月 分	4 月 分	5 月 分	6 月 分	7 月 分	8 月 分	9 月 分	10 月 分	11 月 分	12 月 分			
				6 年														
				1 月 分														
<b>(製造業)</b>																		
電気機械器具製造業		43	601 551	630 557	635 563	618 567												
発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業		44	839 567	993 589	971 609	891 627												
電気計測器製造業		45	393 326	400 330	434 336	425 341												
その他の電気機械器具製造業		46	617 669	608 669	606 669	613 667												
情報通信機械器具製造業		47	386 347	395 349	414 352	416 354												
輸送用機械器具製造業		48	310 260	328 263	344 267	343 272												
自動車・同附属品製造業		49	277 231	295 234	307 238	307 242												
その他の輸送用機械器具製造業		50	453 388	474 390	506 395	502 400												
その他の製造業		51	435 376	444 380	463 385	459 390												